

間ニ一定量ノ支那銀ヲ一定値段ニテ買入ルルコトニ關シ米支
 兩當事者間ニ成立セル諒解ナリ。コレハ米國ノ銀政策ニ基ク
 モノニシテ、政治的色彩ハ極メテ薄弱ナルモノナリシカ、事
 變勃發以來右ノ協定ハ米國ノ喧傳ト實質的意義ヨリ米國ノ對
 蔣援助ノ一ツトシテ注目セラルルニ至レリ。即チ協定ノ内容
 ハ之ヲ確知スル事ヲ待サルモ兩國政府當局ノ發表ヲ綜合スル
 ニ、米國カ銀貨上法ノ運用トシテ支那ヨリ銀ヲ買上クルコト
 及支那カ米國ヨリ受クル代金ヲ爲替安定資金ニ充ツルコト等
 ヲ協定スルト共ニ、米國ハ支那幣制ニ付或種ノ希望又ハ條件
 ヲ提示セルモノナリト言ハルルカ、コレニヨリ米國カ金又ハ
 物資ト交換シテ支那ヨリ買入ルル銀ハ米國ニ何等ノ必要ナキ
 ノミナラス他ノ何レノ國モ必要トセサルモノナルヲ以テ徒ラ
 ニ死藏スルノ外ナク、結局支那ヲシテ銀本位ヲ放棄セル爲不
 必要トナレル銀ヲ必要物ト交換セシメ得ルモノニシテ、結局

米國ノ銀貨上法ノ運用トシテ支那ヨリ銀ヲ買上クルコト等
 及支那カ米國ヨリ受クル代金ヲ爲替安定資金ニ充ツルコト等
 ヲ協定スルト共ニ、米國ハ支那幣制ニ付或種ノ希望又ハ條件
 ヲ提示セルモノナリト言ハルルカ、コレニヨリ米國カ金又ハ
 物資ト交換シテ支那ヨリ買入ルル銀ハ米國ニ何等ノ必要ナキ
 ノミナラス他ノ何レノ國モ必要トセサルモノナルヲ以テ徒ラ
 ニ死藏スルノ外ナク、結局支那ヲシテ銀本位ヲ放棄セル爲不
 必要トナレル銀ヲ必要物ト交換セシメ得ルモノニシテ、結局

蔣政權援助ノ一ツト思考セラル。本協定ハ事變勃發後數回ニ亘リ更新セラレシカ、一昨年九月國民政府ヨリ派遣セラレタル上海商業儲蓄銀行總經理陳光甫一行カ米支借款ノ獲得ノ爲ニ努力セル結果、二千五百萬弗ノ借款ト共ニ滿期ニ近ツキツツアリシ銀買入協定ノ更新ニ成功セリ。即チ同年十二月十九日「モーゲンソー」大藏長官ハ右協定ノ延長ヲ特別ノ期限ヲ附セスシテ爲シタル旨ヲ發表セル旨報セラレタリ。コノ米支銀買上協定ニヨル買上量ハ米國政府力之ヲ公表セサル爲不明ナルモ第一回ノ成立以來一九三八年七月マテニ三億「オンズ」一億五千萬米弗ニ上レリト報セラレタリ。尙一九三九年八月頃米國ハ六百萬「オンズ」價格約二百萬米弗ニ達スル支那銀買上ヲ契約セル模様ナルカ、コレハ現存協定ノ實行ニ過キストモ謂ハルルモ、又本協定ハ日本カ法幣ニ加ヘタル壓力緩和及日英東京會談ニ於ケル英國ノ讓歩ニ由來スル支那側ノ士氣

... (Faint, mostly illegible text on the right page, appearing to be bleed-through or ghosting from the reverse side of the paper.) ...

ノ沮授ヲ鼓舞スル為ナリト觀ル向モアリタリ。
 (四) ソノ二ハ蔣政權ニ對スル借款ノ締結ナリ。
 米支借款ノ成立設ハ事變勃發以來旺ンニ流布セラレ宣傳ニ使
 用セラレ居ル爲何レヲ眞トスヘキヤニ付判然セサルモ、唯昭
 和十三年十二月十四日ニ成立セル二千五百萬弗ノ對蔣借款ノ
 ミハ確實ナリ。本借款ハ同年九月陳光甫一行カ渡米シテ努力
 シ來リタル所ニシテ、對支貿易ニ從事スル「ユニバーサル」
 商事會社ニ對シ米國ノ政府機關タル復興金融會社カ華府輸出
 入銀行ヲ通シテ二千五百萬弗ノ「クレヂット」ヲ供與セント
 スルモノナリ。コノ借款ニヨリ支那國民政府ハ主トシテ飛行
 機及軍用自動車ノ購入ヲ目論ミ居リ、米國ハ支那ノ桐油ヲ擔
 保トシテ之ヲ爲セリト言ハル。尙最近ノ一情報ニ依レハ國民
 政府ハ大体昭和十四年中ニ右ノ二千五百萬弗ヲ消費シ盡セリ
 トノ事ナリ。

...

海軍示威

第四ハ海軍ニ依ル對日示威ナリ。

コノ對日示威ハ之ヲ海軍軍備ノ擴張、太平洋ノ防備強化及演習
其他ニ於ケル艦隊行動ノ活潑化ノ三ニ大別シ得ヘシ。

(1) ソノ一ノ海軍軍備ノ擴張ニ付テハ昭和十三年三月帝國力制限

外主力艦ヲ建造セス、又建造ヲ意圖シ居ラサル旨ノ保障ヲ與

ヘストノ口實ノ下ニ、英米共同シテ一九三六年「ロンドン」

條約ノ制限免除條項第二十五條所謂「エスカレーター」條項

ヲ援用シテ以來、米國ハ自由ニ海軍軍備ノ擴張ヲ企圖スルニ

至レリ。米國最近ノ建艦計畫ハ一九一六年、一九二四年及一

九二九年ノ建艦計畫ニ次キ、産業復興法ニ依ルモノ（一九三

三）及第一（一九三四）第二（一九三八）「ヴァインソン」法

カ續々實施セラルル一方、本年一月三日議會ニ於テハ老ナ

ル擴張計畫ヲ盛レル第三次「ヴァインソン」法（經費十三億弗

航空母艦七萬二千噸、巡洋艦十九萬二千噸、驅逐艦六萬噸、

海軍示威
第四ハ海軍ニ依ル對日示威ナリ。
コノ對日示威ハ之ヲ海軍軍備ノ擴張、太平洋ノ防備強化及演習
其他ニ於ケル艦隊行動ノ活潑化ノ三ニ大別シ得ヘシ。
(1) ソノ一ノ海軍軍備ノ擴張ニ付テハ昭和十三年三月帝國力制限
外主力艦ヲ建造セス、又建造ヲ意圖シ居ラサル旨ノ保障ヲ與
ヘストノ口實ノ下ニ、英米共同シテ一九三六年「ロンドン」
條約ノ制限免除條項第二十五條所謂「エスカレーター」條項
ヲ援用シテ以來、米國ハ自由ニ海軍軍備ノ擴張ヲ企圖スルニ
至レリ。米國最近ノ建艦計畫ハ一九一六年、一九二四年及一
九二九年ノ建艦計畫ニ次キ、産業復興法ニ依ルモノ（一九三
三）及第一（一九三四）第二（一九三八）「ヴァインソン」法
カ續々實施セラルル一方、本年一月三日議會ニ於テハ老ナ
ル擴張計畫ヲ盛レル第三次「ヴァインソン」法（經費十三億弗
航空母艦七萬二千噸、巡洋艦十九萬二千噸、驅逐艦六萬噸、

潜水艦四萬五千噸、駆艦補填三萬噸、建造案）カ提出セラレ居ルト共ニ、建艦實施ノ爲巨額ノ建造費カ計上セラレタル豫算ノ上程ヲ見ツツアリ。之ニ伴フ空軍及陸軍ノ大擴張モ亦我國ニトリ注目スヘキモノナリ。（別項参照）

(ロ) ソノ二ノ太平洋防備ノ強化ニ付テハ昨年ノ米國議會ヲ賑ハシ遂ニ否決ノ運命ニ逢ヒタル「グアム」島防備問題ノ外、太平洋到ル所ニ海軍及空軍根據地ノ新設整備ニ努メツツアリ。

(イ) ソノ三ノ演習其他ニ依ル艦隊行動ノ活潑化ニ付テハ、一九三二年三月以來米國海軍ハ索敵、戦闘兩部隊ヲ合シテ太平洋ニ在リ、演習以外太西洋ニ航スルコトナキ状態ナル處、事變以來、加州沿岸攻防演習、巴奈馬運河航行演習ヲ始メトシ、一昨一九三八年度ノ太平洋ニ於ケル大規模ナル大演習、昨年ノ布哇ヲ中心トスル艦隊演習本年一月中旬ヨリ實施セララル陸海軍合同ノ西岸防衛大演習等、我國民ヲ刺戟スルコト少ナカ

（右） 米國海軍ノ新造艦艇ノ數、一九三八年度ノ預算案ニ於テ、潜水艦四萬五千噸、駆艦補填三萬噸、建造案）カ提出セラレ居ルト共ニ、建艦實施ノ爲巨額ノ建造費カ計上セラレタル豫算ノ上程ヲ見ツツアリ。之ニ伴フ空軍及陸軍ノ大擴張モ亦我國ニトリ注目スヘキモノナリ。（別項参照）

(ロ) ソノ二ノ太平洋防備ノ強化ニ付テハ昨年ノ米國議會ヲ賑ハシ遂ニ否決ノ運命ニ逢ヒタル「グアム」島防備問題ノ外、太平洋到ル所ニ海軍及空軍根據地ノ新設整備ニ努メツツアリ。

(イ) ソノ三ノ演習其他ニ依ル艦隊行動ノ活潑化ニ付テハ、一九三二年三月以來米國海軍ハ索敵、戦闘兩部隊ヲ合シテ太平洋ニ在リ、演習以外太西洋ニ航スルコトナキ状態ナル處、事變以來、加州沿岸攻防演習、巴奈馬運河航行演習ヲ始メトシ、一昨一九三八年度ノ太平洋ニ於ケル大規模ナル大演習、昨年ノ布哇ヲ中心トスル艦隊演習本年一月中旬ヨリ實施セララル陸海軍合同ノ西岸防衛大演習等、我國民ヲ刺戟スルコト少ナカ

海軍の備へ、自軍の増大を以て、海軍の増強を期す。其の目的は、自國の安全を保障し、他國の安全を脅かすに在り。其の手段は、自國の海軍力を増強し、他國の海軍力を抑へるに在り。其の結果は、自國の安全を保障し、他國の安全を脅かすに在り。其の手段は、自國の海軍力を増強し、他國の海軍力を抑へるに在り。其の結果は、自國の安全を保障し、他國の安全を脅かすに在り。

條約廢棄

ラサルモノアリ。其他昨年九月ヨリノ歐洲戦争ノ勃發ニ伴ヒ「ホルルル」及比伴資ニ軍艦ヲ増遣スル等、多少英國ヲシテ極東ニ後顧ノ憂無カラシメントスル意圖ヨリ出テタルニ非サルヤノ念ヲ抱カシムル行動少ナシトセス。

第五ハ昨年七月二十六日ニナサレタル一九一一年ニ締結セラレタル日米通商航海條約ノ廢棄通告ニシテ右ハ本年一月二十六日ヲ以テ廢棄通告豫告期間ヲ滿了シテ、茲ニ日米兩國ハ無條約状態ニ入ルニ至レリ。(別項参照)

問 以上ノ措置ニ對シ帝國ハ如何ナル對策ヲ講シタリヤ。

答 米國ノ反日的措置中第一ノ反日的ナル申入及言辭ニ關シテハ、我方ハ適宜之ニ對シテ應酬シテ我方ノ立場ト眞意ヲ闡明シ米國官邊ノ認識是正ニ努メツツアリ。就中昭和十三年十月六日ノ公文ニ對シテハ同年十一月十八日コレカ回答ヲ發シ、目下支那ニ於テハ大規模ナル軍事行動ノ行ハレ居ルコト、及事變前ノ觀念及原則ヲ

大隈元帥が、昨午、閣議を開き、對日米關係の改善を期す。...

昨午、閣議を開き、對日米關係の改善を期す。...

以テ東亞ノ新事態ヲ俾シ得サルコト等ヲ強ク闡明セル次第ナリ。...



問 米國議會ニ提出セラレタル對日禁輸案ニハ如何ナルモノアリヤ。

答 對日禁輸案ハ侵略國向輸出ノ禁止又ハ軍事資源保護等ノ名義ニテ提出セラルモノニシテ、昭和十二年事變勃發前後ヨリ諸種ノ案カ上下兩院ニ提出セラレタリ。右ハ對日斷交決議案、侵略國又ハ交戰國ニ對スル軍需品禁輸決議案等ノ包括的ナルモノヨリ、日本ヲ明示シ又ハ明示セスシテ銃鐵、屑鐵其他金屬類ノ輸出ヲ許可制トナサントスルモノ、又ハ之ヲ禁止セントスルモノ、又ハ軍需資源ノ國內保存法案ノ名稱ニ依ルモノ等各種イツレモ一回ナラス、ソノ提出ヲ見タリ。

昨昭和十四年一月ヨリノ第七十六米國議會ニ提出セラレタル主ナル對日禁輸案左ノ如シ。

一 昭和十四年一月十六日上院議員「シュエレンバック」提出ノ屑鐵ノ國內資源保存法案。

二 一月三日下院議員「クロフォード」提出ノ屑鐵銃鐵輸出禁止ニ

此等ノ案ハ米國議會ニ提出セラレタル對日禁輸案ニハ如何ナルモノアリヤ。

答 對日禁輸案ハ侵略國向輸出ノ禁止又ハ軍事資源保護等ノ名義ニテ提出セラルモノニシテ、昭和十二年事變勃發前後ヨリ諸種ノ案カ上下兩院ニ提出セラレタリ。右ハ對日斷交決議案、侵略國又ハ交戰國ニ對スル軍需品禁輸決議案等ノ包括的ナルモノヨリ、日本ヲ明示シ又ハ明示セスシテ銃鐵、屑鐵其他金屬類ノ輸出ヲ許可制トナサントスルモノ、又ハ之ヲ禁止セントスルモノ、又ハ軍需資源ノ國內保存法案ノ名稱ニ依ルモノ等各種イツレモ一回ナラス、ソノ提出ヲ見タリ。



- 關スル共同決議案。
 - 三 同日同議員提出屑鐵銑鐵並ニ屑鋼輸出禁止法案
 - 四 一月三十日下院議員「フィッシュ」提出ノ日本及支那ニ屑鐵銑鐵及屑鋼輸出禁止法案。
 - 五 上下兩院ニ提出ノ車需及民需產業ニ不可決ナル資財貯蓄法案。
 - 六 二月十三日上院議員「トマス」提出ノ一九三七年中立法ヲ修正シテ適用ニ侵略國ヲ追加セントスル法案。
 - 七 三月二十七日「ピットマン」上院外交委員長提出ノ九箇國條約違反國ニ對シ通商制限（但シ農産物ヲ除外ス）ヲ課スル權限ヲ大統領ニ賦與スヘキ共同決議案。
- 以上ハ何レモ成立ヲ見サリシ處、本年一月ヨリノ同第七十六米國議會第三會期ニ於テ問題視セラレ居ル禁輸案トシテ「シニエレンバック」案及「ピットマン」案アリ。右ハ詳細ナル報告ナキモ第一會期ニ提出サレ審議未了トナリタル次ノ二案又ハソレ

三 同日同議員提出屑鐵銑鐵並ニ屑鋼輸出禁止法案

四 一月三十日下院議員「フィッシュ」提出ノ日本及支那ニ屑鐵銑鐵及屑鋼輸出禁止法案。

五 上下兩院ニ提出ノ車需及民需產業ニ不可決ナル資財貯蓄法案。

六 二月十三日上院議員「トマス」提出ノ一九三七年中立法ヲ修正シテ適用ニ侵略國ヲ追加セントスル法案。

七 三月二十七日「ピットマン」上院外交委員長提出ノ九箇國條約違反國ニ對シ通商制限（但シ農産物ヲ除外ス）ヲ課スル權限ヲ大統領ニ賦與スヘキ共同決議案。

以上ハ何レモ成立ヲ見サリシ處、本年一月ヨリノ同第七十六米國議會第三會期ニ於テ問題視セラレ居ル禁輸案トシテ「シニエレンバック」案及「ピットマン」案アリ。右ハ詳細ナル報告ナキモ第一會期ニ提出サレ審議未了トナリタル次ノ二案又ハソレ



ト同様ノ「ライン」ニ依ル案ト思料セラル。
ハ昨昭和十四年六月一日民主黨「シユエレンバック」上院議員提出ノ共同決議案。

右ハ米國カ條約ニヨリ其ノ獨立ヲ尊重スル義務アル國ノ主權乃至領土權ヲ侵略スル國ニ對シ、右侵犯ノ用ニ供セラルヘキ一切ノ物資（軍用タルト否トヲ問ハス、但シ農業生産物ハ之ヲ除ク）ノ米國ヨリノ輸出禁止ヲ命ジ得ル權限ヲ大統領ニ與ヘントスルモノナリ。

九 同七月十一日「ピットマン」上院外交委員長提出ノ共同決議案。右ハ三月二十七日同人提出ノ決議案ノ代案ヲナスモノニシテ、支那ニ關スル九箇國條約違反國カ同條約ニ違反シ、作爲又ハ不作爲ニ依リ米國民ノ生命ヲ危殆ナラシメ、權利若シクハ特權ヲ剝奪セリト大統領カ認メタル場合、大統領ハ布告ニヨリ違反國及其ノ實力的又ハ政治的管理下ニアル地域ニ對シ、武器、彈藥

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続く）

戦争用具（中立法中ノ定義ニ從フ）、鐵、鋼鐵、石油、「ガソリン」、屑鐵、屑鋼並屑金屬ノ輸出ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得ルコトトナサントスルモノナリ。

（以下は非常に小さい文字で書かれた文章が続き、内容はほとんど判読不能である）

問 米國議會ニ於ケル對日禁輸案ニ對スル見透如何

答 對日禁輸案ト目セラルルモノハ昭和十四年一月ヨリノ第七十六回米國議會第一期ニ於テモ少ナカラス提出ヲ見タリ。即チ上院ニ停略案ニ對スル武器、彈藥其他一切資料ノ輸出禁止案一、屑鐵輸出禁止案一、下院ニ對日斷交決議案一、銃鏡、屑鐵其他金屬類ノ輸出ヲ許可制トナサントスル案一、屑鐵鋼輪輸出禁止決議案一、其他アリタルモ、最モ注目セラレタルハ同年七月上院ニ於テ新中立法案ノ審議延期カ決定ヲ見タルト同時ニ(七月十一日)提出サレタル「ピットマン」上院外交委員長ノ九箇國條約違反國ニ對スル禁輸案ナリ。「ピットマン」ハソレヨリ先上院ニ對シ一切ノ物資ニ付「キャッシュユ・アンド・キャリー」條項ヲ通用セントスル新中立法案ヲ提出シタルガ、右ハ海軍國、海運國ニシテ資金豐富ナル英佛援助トナルト共ニ同法ガ日支事變ニ適用セラレタル場合ハ當然日本ヲ利スルコトトナルベキヲ以テ之ヲ防ガンガ爲ニ右禁輸

米國議會ニ於ケル對日禁輸案ニ對スル見透如何

對日禁輸案ト目セラルルモノハ昭和十四年一月ヨリノ第七十六回米國議會第一期ニ於テモ少ナカラス提出ヲ見タリ。即チ上院ニ停略案ニ對スル武器、彈藥其他一切資料ノ輸出禁止案一、屑鐵輸出禁止案一、下院ニ對日斷交決議案一、銃鏡、屑鐵其他金屬類ノ輸出ヲ許可制トナサントスル案一、屑鐵鋼輪輸出禁止決議案一、其他アリタルモ、最モ注目セラレタルハ同年七月上院ニ於テ新中立法案ノ審議延期カ決定ヲ見タルト同時ニ(七月十一日)提出サレタル「ピットマン」上院外交委員長ノ九箇國條約違反國ニ對スル禁輸案ナリ。「ピットマン」ハソレヨリ先上院ニ對シ一切ノ物資ニ付「キャッシュユ・アンド・キャリー」條項ヲ通用セントスル新中立法案ヲ提出シタルガ、右ハ海軍國、海運國ニシテ資金豐富ナル英佛援助トナルト共ニ同法ガ日支事變ニ適用セラレタル場合ハ當然日本ヲ利スルコトトナルベキヲ以テ之ヲ防ガンガ爲ニ右禁輸



案ヲ提出シタルモノナリ。而シテ右案ハ四圍ノ情勢ヨリ見テ多分ニ政府ノ意嚮ヲモ反映シ居ルモノト見ラレタリ。コノ「ピットマン」案ハ後日米通商條約ニ違反セサルヤ否ヤカ問題トナリ、國務省ノ意見ヲ求ムルコトトナリタル處、ソレニ先立チ共和黨ノ領袖ニシテ次期大統領戦ノ有力ナル候補ト目セラルル「ヴァンデンバーグ」ヨリ同七月十八日上院ニ日米通商條約廢棄決議案カ提出サレタリ。同二十一日「ハル」國務長官ハ「ピットマン」委員長ニ對シ、此種案ハ來議會ニ十分慎重ニ審議スヘキヲ可トシ、又「ヴァンデンバーグ」案ハ議會力之ヲ可決セル場合ハ大統領ニ於テ十分且慎重ナル考慮ヲ加フヘキ旨ヲ述ヘタリ。カクテコノ種諸案ハ舉ツテ次期議會迄延期セラルルコトトナレル處突如七月二十六日米國政府ニヨル日米通商條約廢棄通告ガ行ハレタルナリ。

本年一月第七十六議會ハ第三會期ヲ開キタルカ一月二十六日ノ日米通商條約消滅期ト前後シテ再ヒ對日禁輸問題カ論セララルルニ至

當熱日本モ時々此ノ案ニ對シテ強ク反對シ居ル處ニ於テハ
 日本國會議員中其ノ國會議員中其ノ國會議員中其ノ國會議員中
 中立派案ヲ提出シタルモノナリ。而シテ右案ハ四圍ノ情勢ヨリ見テ多分
 ニ政府ノ意嚮ヲモ反映シ居ルモノト見ラレタリ。コノ「ピットマン」
 案ハ後日米通商條約ニ違反セサルヤ否ヤカ問題トナリ、國務
 省ノ意見ヲ求ムルコトトナリタル處、ソレニ先立チ共和黨ノ領
 袖ニシテ次期大統領戦ノ有力ナル候補ト目セラルル「ヴァンデン
 バルク」ヨリ同七月十八日上院ニ日米通商條約廢棄決議案カ提出
 サレタリ。同二十一日「ハル」國務長官ハ「ピットマン」委員長
 ニ對シ、此種案ハ來議會ニ十分慎重ニ審議スヘキヲ可トシ、又「
 ヴァンデンバーグ」案ハ議會力之ヲ可決セル場合ハ大統領ニ於テ
 十分且慎重ナル考慮ヲ加フヘキ旨ヲ述ヘタリ。カクテコノ種諸案
 ハ舉ツテ次期議會迄延期セラルルコトトナレル處突如七月二十六
 日米國政府ニヨル日米通商條約廢棄通告ガ行ハレタルナリ。

本年一月第七十六議會ハ第三會期ヲ開キタルカ一月二十六日ノ日
 米通商條約消滅期ト前後シテ再ヒ對日禁輸問題カ論セララルルニ至

リ先ヅ十一日前國務長官「スチイムソン」氏ハ「ニューヨーク・タイムス」紙上ニ對日軍需品禁輸強化ヲ提議セル全頁大ノ寄稿ヲ揭ケ禁輸問題ニ拍車ヲ加ヘタルガ目下議會ニ提出ヲ見タル議案ハ左ノ如シ。

(イ) 一月三日「テイ・スミス」下院議員及「マローニー」上院議員ヨリ上下兩院ニ夫々提出サレタル鐵鑛資源保存案アリ、右ハ必要ニ應シ鐵及錳鐵屑ノ輸出制限權ヲ大統領ニ賦與セントスルモノニシテ婉曲ナル對日禁輸案ナリ。

(ロ) 又昭和十四年一月ヨリ第一期會期ノ際六月一日ニ「シユエレ・ンバツク」上院議員ヨリ提出サレタル決議案アリ、右ハ米國ガ條約ニヨリ其ノ獨立ヲ尊重スル義務アル國ノ主權乃至領土權ヲ侵略スル國ニ對シ右侵犯ノ用ニ供セラレヘキ軍用物資ヲ含ム一切ノ物資ノ米國ヨリノ輸出禁止ヲ命シ得ル權限ヲ大統領ニ與ヘントスルモノナリ。

家... 日... 事... 議... 提... 議... 案... 上... 院... 議... 員... 下... 院... 議... 員... 夫... 々... 提... 出... サ... レ... タ... ル... 決... 議... 案... ア... リ... 右... ハ... 米... 國... ガ... 條... 約... ニ... ヨ... リ... 其... ノ... 獨... 立... ヲ... 尊... 重... ス... ル... 義... 務... ア... ル... 國... ノ... 主... 權... 乃... 至... 領... 土... 權... ヲ... 侵... 略... ス... ル... 國... ニ... 對... シ... 右... 侵... 犯... ノ... 用... ニ... 供... セ... ラ... レ... ヘ... キ... 軍... 用... 物... 資... ヲ... 含... ム... 一... 切... ノ... 物... 資... ノ... 米... 國... ヨ... リ... ノ... 輸... 出... 禁... 止... ヲ... 命... シ... 得... ル... 權... 限... ヲ... 大... 統... 領... ニ... 與... ヘ... ン... ト... ス... ル... モ... ノ... ナ... リ... 。

(イ) 次ニ開頭トナレルハ前述ノ昭和十四年七月十一日「ピットマン」上院外交委員長ヨリ提出サレタル九箇國條約違反國ニ對スル兵器、彈藥、戰爭用具及材料ノ禁輸案ナリ。コノ案ト「シュエレンバック」案中ノ何レカカ上院ニ於テ審議セラルベキハ去一月十七日ノ上院外交委員會ニ於ケル「ピットマン」委員長ノ言明セル所ナリ。

以上「侵略國」トイヒ、「條約違反國」トイフ、何レモ我國ヲ目的トシ又ハ之ヲ包含スルモノナルコトハ言フ迄モナシ。

(ロ) 尚以上ト稍々異ルモ去一月十六日「デレット」上院議員ヨリ提出セラレタル大統領ニ日支事變ニ中立法ノ發動ヲ要請スベキコトヲ内容トスル上下兩院併行決議案アリ。

以上對日禁輸法案ノ前途ヲ見ルニ、前述ノ「スティムソン」ノ對日禁輸強論ニ對スル贊成ノ少ナカラサルコト又輿論調査ノ結果ニ表ハレタル所ニヨレバ過半ガコレニ贊意ヲ表シ居レル事等ヨリ

... (The text on this page is extremely faint and largely illegible due to the quality of the scan. It appears to be a continuation of the document's content.)

見テソノ通過ノ可能性少シトセズ。然レドモ一方ニハ「ハル」長
 官ノ言辭ソノ他政府當局ニ見ル慎重ナル態度竝ニ反對論ノ盛ナル
 モノアレバ假令通過ヲ見ルニ至ルモソノ日本ニ對スル適用ハ容
 易ニ行ハルルモノトハ豫想セラレズ。
 何レニセヨ或ハカカル宣戰ニ酷似セル措置ガ米朝野全般ノ支
 持ヲ受クルガ如キ事ナキ様希望シ且信ズル所ナルモ、萬一ノ場合
 ニ於テハ我方トシテモ右手段ノ性質ニ鑑ミ之ニ適當ニシテ有效ナ
 ル對策ヲ謹ジ且敢行スルノ用意アルモノナリ。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続く）

米國ハ其ノ廢棄通告文中「新事態ノ要求ニ即シテ一層米國ノ權
 益保全ノ爲」ニ廢棄スル趣旨ヲ述ヘ居レルモ、廢棄措置ニ出テタ
 ル眞意ハ專ラ政治的ナルモノト觀察セララルル次第ニシテ、右ハイ
 帝國ノ對支行動竝ニ其ノ結果米國側ノ蒙レル被害ニ對スル不滿ノ
 意ノ表明ト今後ノ對日牽制體勢ノ強化、(ロ)對內的考慮等ヲ舉クル
 コトヲ得ヘシ。

問 米國カ日米通商航海條約ヲ廢棄通告シ來リタル眞意如何。
 答 米國ハ其ノ廢棄通告文中「新事態ノ要求ニ即シテ一層米國ノ權
 益保全ノ爲」ニ廢棄スル趣旨ヲ述ヘ居レルモ、廢棄措置ニ出テタ
 ル眞意ハ專ラ政治的ナルモノト觀察セララルル次第ニシテ、右ハイ
 帝國ノ對支行動竝ニ其ノ結果米國側ノ蒙レル被害ニ對スル不滿ノ
 意ノ表明ト今後ノ對日牽制體勢ノ強化、(ロ)對內的考慮等ヲ舉クル
 コトヲ得ヘシ。

問 政府ハ米國ノ條約廢棄通告ヲ豫期シ居リタリヤ。
 答 當時重慶空爆問題、杭州、漢口、其他一、二ヶ所ニ發生セル米
 國通行人訊問事件、珠江封鎖等ノ報道カ米國新聞紙面ニ大々的ニ
 取扱ハレ居リタリ。又米國議會ニ於テハ「ヴァンデンバーグ」ノ
 日米通商條約廢棄案ガ上院外交委員會ニ於テ審議中ナリキ。(尤
 モ同人ノ同案提出ノ動機ハ必スシモ對日壓迫ノ目的トハ觀察セラ



交的、非友誼的措置ニ對シ遺憾ノ意ヲ表明スル所アリタリ。
 我方トシテハ右以外ノ具體的措置ヲ以テ米國側ノ廢棄通告ニ對抗
 スル必要ヲ認メサリシヲ以テ、其後ノ米國ノ出方ヲ注視スルノ方
 針ヲ執リタル次第ナリ。

問 無條約狀態回避ニ付テ帝國政府ハ如何ナル措置ヲ講シタリヤ。
 答 通商條約ハ單ニ日米兩國ノ通商關係ヲ規定スルノミナラズ、右
 條約ハ兩國關係一般ノ基調ヲ爲スモノナルヲ以テ、兩國關係ヲ確
 乎タル基礎ノ上ニ置ク爲ニ、無條約狀態ノ出現ハ望シカラストノ
 考ノ下ニ、新條約ノ締結ヲ見ルニ至ル迄ノ暫行措置ヲ講スルノ方
 針ヲ以テ、東京及華府ニ於テ話合ヒテ進メタリ。元來日米關係ヲ
 不安定ナル無條約狀態ニ導キタル直接ノ動機ハ米國側ノ條約廢棄
 通告ニ存スルヲ以テ、之カ是正ノ責任ハ米國側ニ在リト言ハザル
 ベカラザルニモ拘ラズ、米國側ニ於テハ我方ノ暫定協定締結ノ建

議、米國側ノ廢棄通告ニ對シ遺憾ノ意ヲ表明スル所アリタリ。
 我方トシテハ右以外ノ具體的措置ヲ以テ米國側ノ廢棄通告ニ對抗
 スル必要ヲ認メサリシヲ以テ、其後ノ米國ノ出方ヲ注視スルノ方
 針ヲ執リタル次第ナリ。

